

概況

- 今回の決算は一般財団法人移行後、初めてのものである。
- 今回の予算は特例民法法人の予算残を以て、流用した。
- 臨海教室中止により寮使用料収入が大幅に減少し、経費の節減にもかかわらず今期の純損失は 288 万円となった。
- 前期からの累計損失は 620 万円にのぼる。

収入の部

- 昨年は臨海教室を中止したため、予算と比べ 687 万円の収入減となった。
- 賛助会費は予算に対して 20 名分の収入減であった。平成 23 年度の賛助会費支払者数は合計 236 名である。
- 卒業生から予想外の寄付金 30 万円があった。また P T A のバサー売上からの寄付も予想を 20 万円上回った。

支出の部

- 当初館山寮の統括管理者を任命する予定だったが、実際には任命しなかったので 21 万円の予算残となった。
- 厨房ガスコンロや防火カーテンを購入しなかったので 83 万円の予算残となった。
- 臨海教室が中止となったので消耗品の購入が減少し、49 万円の予算残となった。
- 同じく臨海教室中止により燃料の消費が少なくなり、14 万円の予算残となった。
- 同じく光水熱費も 12 万円の予算残となった。
- 同じく布団の借賃が少なくなったため、賃借料が 17 万円の予算残となった。
- 教員の小型船舶操縦免許取得が発生せず、支払助成金が 10 万円の予算残となった。
- 臨海教室中止により給食費の支払がなくなり、委託費が 186 万円の予算残となった。
- 理事への専任手当支給を取りやめ、31 万円の予算残となった。

予備費

- 下記の費目が予算超過となったが、予備費で充当することとしたい。

+ 臨時雇用費	30,000 円
+ 通信運搬費	1,576 円
+ 租税公課	69,569 円
+ 助成金	<u>50,000 円</u>
	151,145 円

資産の部

- 水上寮の取り壊し費用の引き当てのため、今期 50 万円の郵便局定期預金を積み増し、合計残高が 200 万円となった。

監査

- 平成 24 年 4 月 26 日 (木) に会計監査を実施した。結果は「問題が無かった」との報告を受けた。

館山寮利用料金の改定

改訂の理由

- 前年度に臨海教室を中止したため財政状態がさらに悪化し、3月末で繰越収支が612万円を超える赤字となる。
- 平成24年度もさらに374万円程度の年間の赤字が見込まれ、累積赤字としては、過去最大の801万円となることが予想される。
- 増大する収支の赤字の抜本的対策は年度末までに立案するが、赤字対策の一環として館山寮の利用料金を一律500円値上げする。

改訂料金

区分	名称	現行料金	値上げ後
教室	在校生	4,500	5,000
	教職員	4,500	5,000
	支援の卒業生	4,500	5,000
宿泊	大人	5,500	6,000
	食事がいない就学以前の幼児	2,000	2,500
	素泊まり	2,000	4,000
	シャワーのみ	1,000	1,500
	女子棟利用加算	500	1,000

値上げによる収支改善金額

- 臨海教室 67万円/年
- 一般利用者 20万円/年
- 87万円/年

収支改善策

- 平成24年度も朝陽同窓会にお願いし、引き続き年間約134万円に相当する事務局報酬を無償とする。
- 収支改善のため保護者に対し十分な説明を行い、あるいは未納者に対し再度手紙を出し、新入生全員から賛助金を納めて頂く。
- すべての費用を支出する際予算の有無にかかわらず、再度十分内容を吟味し極力費用節減を図る。

その他

- 卒業生など一般宿泊者には利用申し込みのつど、料金改定について説明を行う。またリピーターについては、事前案内の葉書を送付する際に説明を行う。

評議員・理事の退任に伴う新評議員・新理事の選任

評議員の退任に伴う新評議員の選任

－ 選任理由

遠山孝典評議員が母校から転出したため、および重岡英子評議員が理事に転出したため。

－ 新任評議員候補者名（敬称略）

樋口 博文（新宿高校推薦）、高木 美紀（PTA推薦）

	新	旧	交代の時期
評議員	高木 美紀	重岡 英子	平成 24 年 7 月 1 日
評議員	樋口 博文	遠山 孝典	同上

－ 評議員の退任と選任は定款第 11 条の規定に従い、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができ、評議員選定委員会の承認を必要とする。

－ 選任評議員を審査する評議員選定委員会は今日から、一週間以内に開催する。

理事の退任に伴う新理事の選任

－ 選任理由

仮屋園巖理事、杉崎香理事が母校から転出したため、および重岡英子評議員が新たに理事に就任するため。

－ 新任理事候補者名（敬称略）

杉浦 忠雄（新宿高校推薦）

	新	旧	交代の時期
理 事	杉浦 忠雄	仮屋園 巖	平成 24 年 7 月 1 日
理 事	関根 弘礼	杉崎 香	同上
理 事	重岡 英子		同上

－ 理事の退任と選任は定款第 21 条の規定に基づき、評議員会の承認を必要とする。

評議員選定委員会委員の退任に伴う新評議員選定委員の選任

－ 選任理由

須永修爾委員が母校を転出したため。

－ 新任評議員選定委員候補者名（敬称略）

島崎主税（朝陽同窓会推薦）

	新	旧	交代の時期
委 員	島崎 主税	須永 修爾	平成 24 年 7 月 1 日

－ 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、及び外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

－ 現在の評議員選定委員は下記の通り

- ＋ 秋山 小南（評議員）、須永 修爾（監事）江幡 栄（事務局員）、
- 森田 亨（外部委員）、西出 紀久（外部委員）

業務運営規定

的

昨年8月から一般法人財団に移行したことにより、監督官庁への報告義務が著しく減少し、業務運営に対する自由度は増加した。

財団を支援してくれる卒業生や保護者の方々のために、財団運営のルールを明文化してより一層の透明化を図り、誰が見ても問題のない財団としたい。

定

本財団の規定としては既に定款があるが、その詳細を補うものとして業務運営に係る規定と会計処理に係る規定を作成する。

業務運営に係るものを優先的に作成し、会計処理について可及的速やかに作成する。

業務規定の改廃

- + 章の新設削除 理事会の承認
- + 条の新設削除変更 業務担当業務執行理事

務監査

いつでも業務監査を監事が実施できる。

監査結果は代表理事に直接提出する。

な内容

- 総則
 - + 規定の改廃や業務監査などについて
- 組織
 - + 総務部の設置など
- 理事会・評議員会
 - + 会の運営方法の規定
- 物品・サービスの購買
 - + 承認権者の規定
- 館山寮の運営
 - + 館山寮の運営方法の規定
- 官公庁への届出
 - + 誰がどのようなものを作成し、誰の承認を受けて届出を行うか。

作り方

- 現在実施している方法を文書化し、一年をめぐりに集大成する。
- 経営企画室や監事の助言を受ける。

館山寮地震津波対策

経緯

- ー 前回の理事会で今日までに地震津波対策を事務局で成文化する約束をした。
- ー しかしその後地震や津波の想定規模が従来の予想の1.5倍となった。
- ー たとえば館山市でも8Mの予想が14Mとなった。したがって館山市でも対策の見直しが要求され、まだ完成していない。

提案

- ー 館山市や地元の地震津波対策の完成を待ちつつ、館山寮を開く時までには何とか対策の作成を行う。

以上

添

1. 平成 23 年度損益計算書
2. 同 財産目録
3. 監査報告書
4. 業務運営規定素案

	予算	実績	増△減
益			
基本財産運用益			
011 基本財産受取利息	31,048	19,797	11,251
特定資産運用益			
021 特定資産受取利息	1,400	367	1,033
受取会費			
031 賛助会員受取会費	300,000	0	300,000
事業収益			
041 寮使用料	7,926,190	1,051,710	6,874,480
042 館山寮改修費充当金	0	0	0
043 寄付金	50,000	550,000	-500,000
雑収益			
081 受取利息	2,482	709	1,773
082 雑収入	-4,500	0	-4,500
前期繰越収支差額			
091 前期繰越収支差額	-3,238,100	-3,238,100	0
	5,068,520	-1,615,517	6,684,037
用			
事業費			
111 給料手当	258,000	50,000	208,000
112 臨時雇賃金	284,000	314,000	-30,000
113 旅費交通費	62,380	15,540	46,840
114 通信運搬費	19,100	20,676	-1,576
115 減価償却費	2,697,880	2,697,880	0
116 消耗什器備品費	829,710	0	829,710
117 消耗品費	567,860	75,638	492,222
118 修繕費	164,115	76,850	87,265
119 燃料費	256,320	119,061	137,259
120 光水熱費	348,502	233,056	115,446
121 賃借料	259,110	90,971	168,139
122 保険料	0	0	0
123 支払負担金	2,000	0	2,000
124 支払助成金	104,100	50,000	54,100
125 委託費	2,428,925	565,880	1,863,045
129 雑支出	10,000	0	10,000
管理費			
211 給料手当	312,000	0	312,000
212 会議費	0	0	0
213 旅費交通費	14,740	3,640	11,100
214 通信運搬費	53,600	43,127	10,473
215 消耗什器備品費	0	0	0
216 消耗品費	20,000	16,886	3,114
217 租税公課	46,600	116,169	-69,569
219 雑支出	21,055	14,685	6,370
予備費			
311 予備費	583,270	0	583,270
次期繰越収支差額			
411 次期繰越収支差額	-4,274,747	-6,119,576	1,844,829
	5,068,520	-1,615,517	6,684,037

1. 流動資産		
現金手許有高		
6111	現金手許有高一小口現金	3,894
		3,894
預金		
6121	普通預金－中央三井信託本店	577,785
6122	普通預金－三菱東京UFJ新宿通	864,351
6123	普通預金－三井住友新宿通	59,467
6124	普通預金－ゆうちょ新宿二丁目	2,516,484
6125	普通預金－ゆうちょ貯蓄事務センター	1,537,840
		5,555,927
		5,559,821
2. 固定資産		
(1)基本財産－土地		
6211	土地－館山寮	50,708,600
6212	土地－水上寮	5,721,864
		56,430,464
(1)基本財産－建物		
6221	建物－館山寮	31,321,382
6222	建物－館山寮女子棟	7,933,334
		39,254,716
(1)基本財産－預金		
6231	定期預金－中央三井信託本店	10,000,000
6232	定期預金－三菱東京UFJ新宿通	1,500,000
6233	定期預金－三井住友新宿通	6,000,000
		17,500,000
		113,185,180
(2)特定資産		
(2)特定資産－預金		
6311	定期預金－ゆうちょ新宿二丁目	2,000,000
		2,000,000
		2,000,000
		120,745,001
1. 流動負債		
前受金		
7131	前受金－賛助会費前受け	-1,500,000
		-1,500,000
		-1,500,000
		-1,500,000
繰越金		
繰越金		
9111	繰越金	-119,245,001
		-119,245,001
		-119,245,001
		-119,245,001

一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会

代表理事 村上 光一 殿

平成24年4月26日

一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会

監事

江川 敦子



一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会

監事

島崎 圭 税



私たち監事は、平成23年8月12日から平成24年3月31日迄の事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、重要な書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

業務運営規定

平成24年6月1日作成

一般財団法人 都立新宿高等学校 朝陽会

第1章	総則.....	3
第1条	(目的)	3
第2条	(規定の改廃)	3
第3条	(業務監査)	3
第2章	組織.....	4
第1条	(総務部)	4
第2条	(要員)	4
第3条	(報酬)	4
第4条	(業務執行理事)	4
第5条	(担当者名)	4
第3章	理事会・評議員会	5
第1条	(議長)	5
第2条	(開催通知と議案書).....	5
第3条	(議事録)	5
第4章	物品・サービスの購買	6
第1条	(総則)	6
第2条	(承認者)	6
第3条	(契約者名)	6
第5章	館山寮の運営	7
第6章	官公庁への届出.....	8
第7章	付則.....	9

第1章 総則

第1条 (目的)

この業務運営規定（以下本規定という）作成の目的は、一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会（以下本財団という）の運営方法を明文化し、以て本財団の運営の透明度を上げると共に本会運営の効率化を図ることにある。

第2条 (規定の改廃)

本規定の新設改廃の原案の作成は事務局が行なう。

章の新設削除には理事会の承認を要する。

条の新設削除修正には業務執行理事の承認を要する。

なお改廃に当たって疑義を生じた場合は、監事に助言を求めるものとする。

第3条 (業務監査)

定款第23条の規定により、監事は何時でも業務実施状況の監査を行うことができる。

監査終了後、監事は速やかに監査結果について文書にまとめ、直接代表理事宛てに提出しなければならない。

代表理事は監査報告に基づき対策を理事会に提出し、業務の改善を図るものとする。

第2章 組織

第1条 (総務部)

業務の効率的な運用を図るため、本法人に事務担当として総務部を設置する。

第2条 (要員)

総務部の要員はすべて朝陽同窓会が提供する。

総務部長には朝陽同窓会の事務局長が就任する。

事務局員要員の提供は朝陽同窓会に委嘱する。

第3条 (報酬)

無償とする。

第4条 (業務執行理事)

定款第22条2項の規定により、業務執行理事は本法人の業務を分担執行する。

業務執行理事の内1名が会計業務を担当し(以下会計理事という)、他の1名が業務担当とし(以下業務理事という)、会計業務以外のすべての業務を担当する。

第5条 (担当者名)

平成24年度の担当者名は、下記の通りである。

役職名	担当業務	氏名
会計理事	会計	戸田 弘美
業務理事	業務全般	小泉 公生
総務部長	事務全般	秋山 小南
事務局員	館山寮宿泊受付	小出 富江
同	業務全般	江幡 栄

第3章 理事会・評議員会

第1条（議長）

理事会・評議員会の議長は代表理事が務める。

第2条（開催通知と議案書）

総務部長は理事会・評議員会の開催3日前までに、開催日時、場所、及び議案を各理事・評議員・監事に配布しなければならない。

議案書の作成は業務理事が行なう。

第3条（議事録）

理事会・評議員会の終了後、総務部長は議事録を速やかに作成し、財団法人のホームページに掲載する。したがって書面での議事録の配布は省く。

第4章 物品・サービスの購買

第1条（総則）

本財団が必要とする物品やサービスの購買を行う際は、すべて事前承認を必要とする。

第2条（承認者）

契約書の作成を必要としないものについては、総務部長が承認を行なう。承認の際、総務部長は予算の有無を確認し、予算を超過する支出の場合には業務理事と協議を行う。

契約書の作成が必要なものの内、事業計画か予算に計上されている物品・サービスの購買については、業務理事の承認により契約書を作成することができる。

契約書の作成が必要なものの内、事業計画か予算に計上されていない物品・サービスの購買については、代表理事の承認を必要とする。

第3条（契約者名）

本財団が行なう物品・サービス契約書の契約者名は、すべて総務部長名義とする。

総務部長が契約書に署名捺印する際には、第2条の規定にある承認が正しく行われたことを証明する文書を必要とする。

第5章 館山寮の運営

第6章 官公庁への届出

第7章 付則

この細則は平成24年5月15日から施行する。